

官庁施設の長寿命化のための保全手法・評価手法検討会 設置規約

(趣旨)

第1条 既存官庁施設の長寿命化のための保全手法・評価手法について、有識者からの意見等を踏まえた検討を行うために、官庁営繕部に「官庁施設の長寿命化のための保全手法・評価手法検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

(構成)

第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。
- 3 検討会に座長を置く。
- 4 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(検討会の議事)

第3条 検討会の議事は原則として非公開とする。

- 2 検討外の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
- 4 前2項の規定に関わらず、検討会において特に必要があると認めた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考人の出席)

第4条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室及び整備課施設評価室に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 附則
- 1 この規約は、平成26年12月11日から施行する。
 - 2 規約の一部を改正する。
改正後の規約は平成27年10月8日から施行する。

官庁施設の長寿命化のための保全手法・評価手法検討会

委 員

- 川瀬 貴晴 千葉大学大学院
工学研究科建築・都市科学専攻
建築学コース 教授
- ◎ 小松 幸夫 早稲田大学
理工学術院創造理工学部建築学科 教授
- 高橋 暁 国土交通省国土技術政策総合研究所
住宅研究部 住宅情報システム研究官
- 名取 発 東洋大学
ライフデザイン学部人間環境デザイン学科
准教授
- 成田 一郎 公益社団法人
日本ファシリティマネジメント協会 常務理事
- 古橋 秀夫 公益社団法人
全国ビルメンテナンス協会 専門委員

◎ 座長 (五十音順、敬称略)